

令和2年度 第1回奈良県道路メンテナンス会議

日時：令和2年8月27日（木）
14時00分～14時40分
場所：奈良県コンベンションセンター
会議室203・204

議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 規約について . . . 資料1
- (2) 2巡目（1年目）の点検結果【速報値】 . . . 資料2
- (3) 2巡目の点検計画 . . . 資料3
- (4) III判定施設の修繕状況【速報値】 . . . 資料4
- (5) IV判定施設の対応状況 . . . 資料5
- (6) 自治体支援
 - ・近畿道路メンテナンスセンターの開設について . . . 資料6
 - ・奈良モデルの推進 . . . 資料7
- (7) 奈良県道路メンテナンス会議
 - ・令和元年度 活動報告 . . . 資料8
 - ・令和2年度 活動計画 . . . 資料9

3. 閉会

配席図



中会議室 203
156名
153.9㎡

中会議室 204
156名
153.9㎡

事務局席

センター センター 整備局

奈良県

奈良国道 奈良国道 奈良国道 奈良国道

会長

副会長

奈良県 奈良県 奈良県 奈良県

構成員席

奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市	御所市	生駒市
香芝市	葛城市	宇陀市	山添村	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	
川西町	三宅町	田原本町	曾爾村	御杖村	高取町	明日香村	上牧町	
王寺町	広陵町	河合町	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	
野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	阪奈高速	大阪高速	

随行者席

奈良市	大和高田市	大和郡山市	天理市	橿原市	桜井市	五條市	御所市	生駒市
香芝市	葛城市	宇陀市	山添村	平群町	三郷町	斑鳩町	安堵町	
川西町	三宅町	田原本町	曾爾村	御杖村	高取町	明日香村	上牧町	
王寺町	広陵町	河合町	吉野町	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	
野迫川村	十津川村	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	阪奈高速	大阪高速	

記者席

記者

記者

出入口

出入口

出入口

出入口

5000
A3:1/100

令和2年度 第1回
奈良県道路メンテナンス会議

令和2年8月27日

「奈良県道路メンテナンス会議」規約

(名称)

第1条 本連絡協議会は、「奈良県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となっていることに鑑み、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、道路インフラの機能を適切に維持し道路交通の安全・安心を確保するため、奈良県内の各道路管理者が、道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携を深めることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、本会議を構成する団体が管理する奈良県内の道路とする。

(業務)

第4条 本会議は、その目的を達成するため、対象施設の点検、維持修繕計画の策定、修繕工事の実施について情報共有、相互の支援、補完、協力に関する協議・調整を行う。

(構成)

第5条 本会議は、別表一に掲げる者をもって構成する。

(会長、副会長)

第6条 会長は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長がこれにあたる。
2 副会長は、奈良県県土マネジメント部道路保全課長がこれにあたる。
3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会)

第7条 会議の開催は、必要に応じ会長が招集する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。
2 会議の議長は、会長が務める。
3 会長が必要と認めた場合は、会長が指名する者を参加させることができる。
4 会議における議決は、出席者の多数決によることを原則とする。

(書面評決)

第8条 本会議において議決が必要な場合、会長の判断により、会議を開催せず書面評決により議決することができる。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、会議に幹事会を置く。
2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(道路鉄道連絡会議)

第10条 鉄道を跨ぐ全ての道路橋等の適切な定期点検及び修繕工事（耐震補強工事を含む）を計画的かつ効率的に進められるよう、会議に道路鉄道連絡会議を置く。
2 道路鉄道連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 本会議の事務局は、近畿地方整備局奈良国道事務所管理第二課及び奈良県県土マネジメント部道路保全課に置き、運営にあたって互いに協力するものとする。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成26年4月 1日から適用する。

この規約は、平成26年 6月18日から適用する。
この規約は、平成28年 2月 3日から適用する。
この規約は、平成29年 2月 9日から適用する。
この規約は、平成29年 7月19日から適用する。
この規約は、平成30年 7月27日から適用する。
この規約は、平成31年 4月 1日から適用する。
この規約は、令和 2年 4月 1日から適用する。

別表－1
奈良県道路メンテナンス会議

構成員

団体名	構成員	備考
国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	奈良国道事務所長	会長
奈良県県土マネジメント部	道路保全課長	副会長
奈良市	建設部長	
大和高田市	環境建設部理事	
大和郡山市	都市建設部長	
天理市	建設部長	
橿原市	まちづくり部長	
桜井市	都市建設部長	
五條市	都市整備部長	
御所市	産業建設部長	
生駒市	建設部長	
香芝市	都市創造部長	
葛城市	都市整備部長	
宇陀市	建設部長	
山添村	農林建設課長	
平群町	都市建設課長	
三郷町	環境整備部長	
斑鳩町	都市建設部長	
安堵町	事業部長	
川西町	事業課長	
三宅町	まちづくり推進部長	
田原本町	産業建設部長	
曾爾村	地域建設課長	
御杖村	産業建設課長	
高取町	事業課長	
明日香村	地域づくり課長	
上牧町	都市環境部長	
王寺町	理事	
広陵町	事業部長	
河合町	まちづくり推進部長	
吉野町	暮らし環境整備課長	
大淀町	建設産業課長	
下市町	建設課長	
黒滝村	林業建設課長	
天川村	産業建設課長	
野迫川村	建設課長	
十津川村	建設課長	
下北山村	産業建設課長	
上北山村	建設課長	
川上村	林業建設課長	
東吉野村	地域振興課長	
西日本高速道路株式会社関西支社	阪奈高速道路事務所 副所長	
西日本高速道路株式会社関西支社	大阪高速道路事務所 副所長	

オブザーバー

国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路保全企画官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 道路構造保全官	
国土交通省近畿地方整備局	道路部 地域道路課長	
国土交通省近畿地方整備局	近畿道路メンテナンスセンター長	

事務局

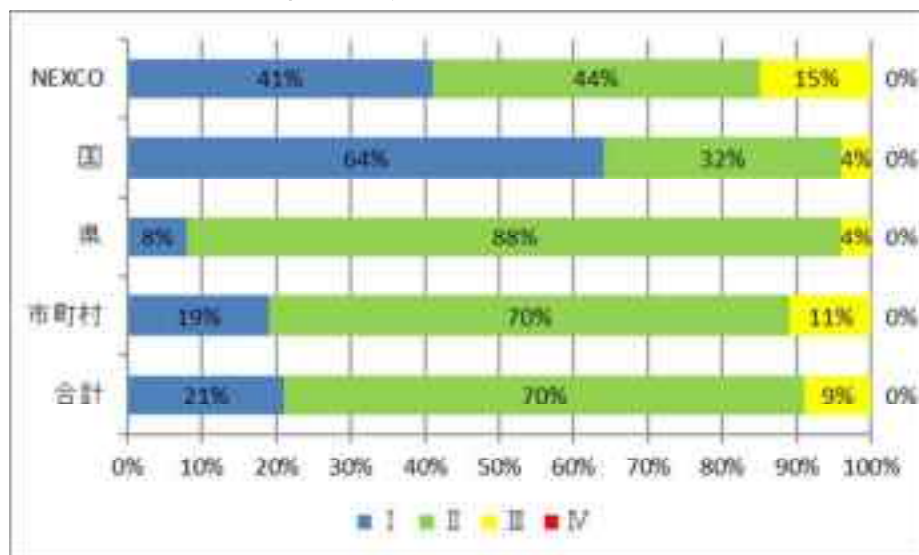
国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所	管理第二課	
奈良県県土マネジメント部	道路保全課	

○ 2巡目(R1)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は100橋(9%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は796橋(70%)

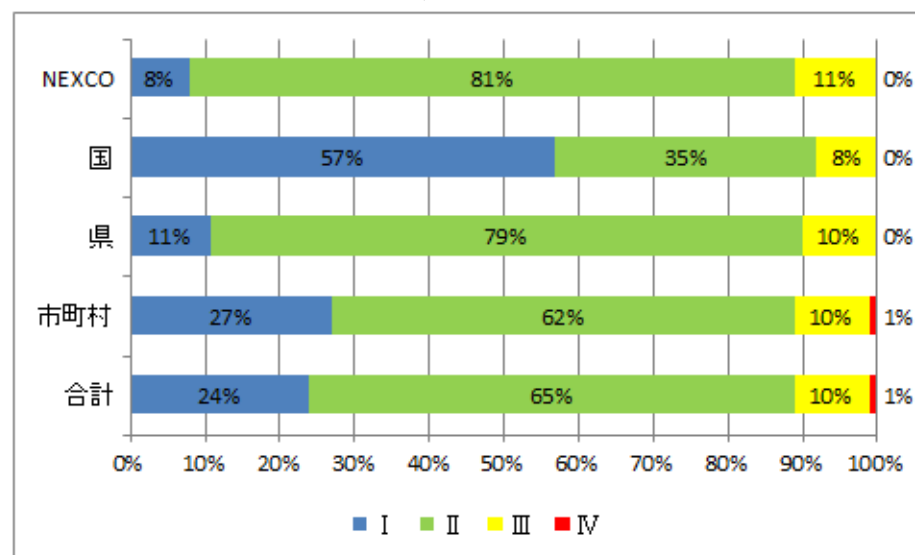
管理者	全施設数	2巡目(R1)点検結果					1巡目(H26~H30)点検結果			
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	122	32	13	14	5	0	9	95	13	0
国	489	120	77	38	5	0	262	159	37	0
県	2,336	329	27	288	14	0	251	1,866	223	0
市町村	6,993	653	121	456	76	0	1,911	4,318	724	26
合計	9,940	1,134	238	796	100	0	2,433	6,438	997	26

※全施設数には、供用2年未満の新規橋梁施設を含むため、点検済数とズレがある場合があります

■ 2巡目(R1)点検の判定区分



■ 1巡目(H26~H30)の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

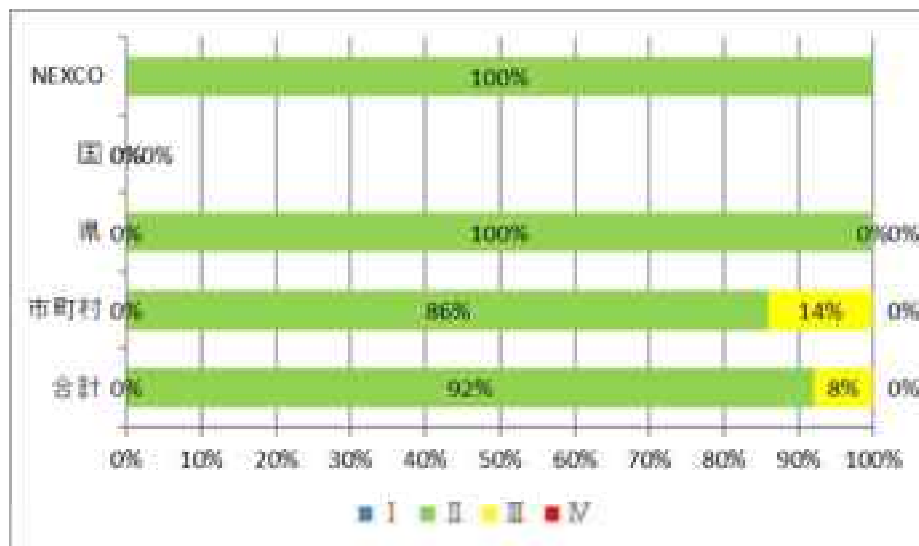
[トンネル] 2巡目(1年目)の点検結果(速報値)

資料2

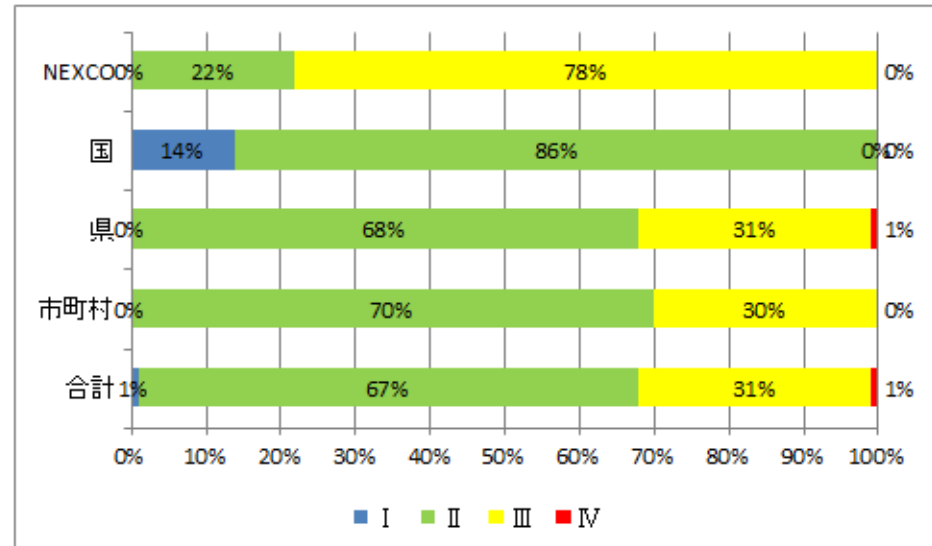
○ 2巡目(R1)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は1本(8%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は11本(92%)

管理者	全施設数	2巡目(R1)点検結果					1巡目(H26~H30)点検結果			
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	4	4	0	4	0	0	0	2	7	0
国	7	0	0	0	0	0	1	6	0	0
県	135	1	0	1	0	0	0	91	41	1
市町村	41	7	0	6	1	0	0	28	12	0
合計	187	12	0	11	1	0	1	127	60	1

■ 2巡目(R1)点検の判定区分



■ 1巡目(H26~H30)の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

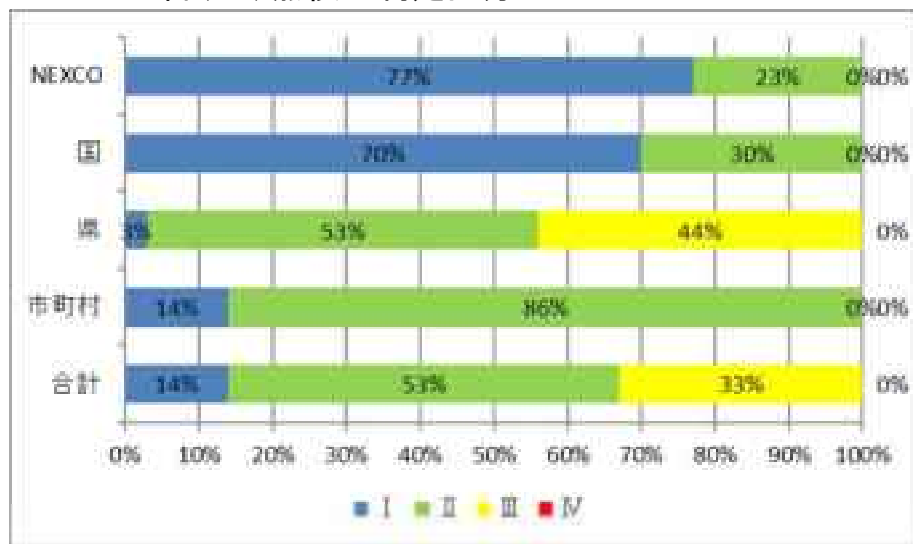
※その他大型構造物・・・横断歩道橋、門型標識、大型カルバート、シェッド

○ 2巡目(R1)については、判定区分Ⅳ(緊急に措置を講ずべき状態)は該当なく、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は51基(33%)、判定区分Ⅱ(長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は80基(53%)

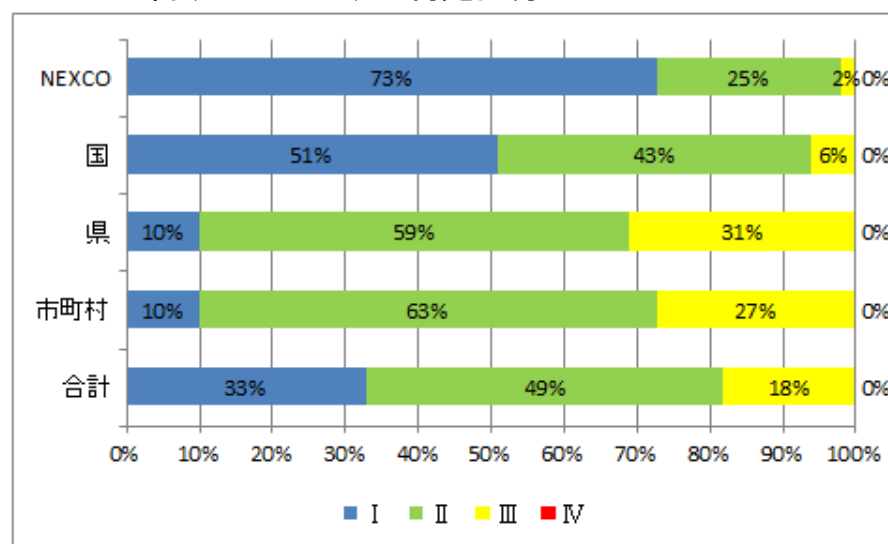
管理者	全施設数	2巡目(R1)点検結果				1巡目(H26～H30)点検結果				
		点検済数	I	II	III	IV	I	II	III	IV
NEXCO	52	13	10	3	0	0	33	11	1	0
国	124	10	7	3	0	0	61	52	7	0
県	122	116	3	62	51	0	12	71	38	0
市町村	45	14	2	12	0	0	5	33	14	0
合計	343	153	22	80	51	0	111	167	60	0

※全施設数には、供用2年未満の新規橋梁施設を含むため、点検済数とズレがある場合があります

■ 2巡目(R1)点検の判定区分



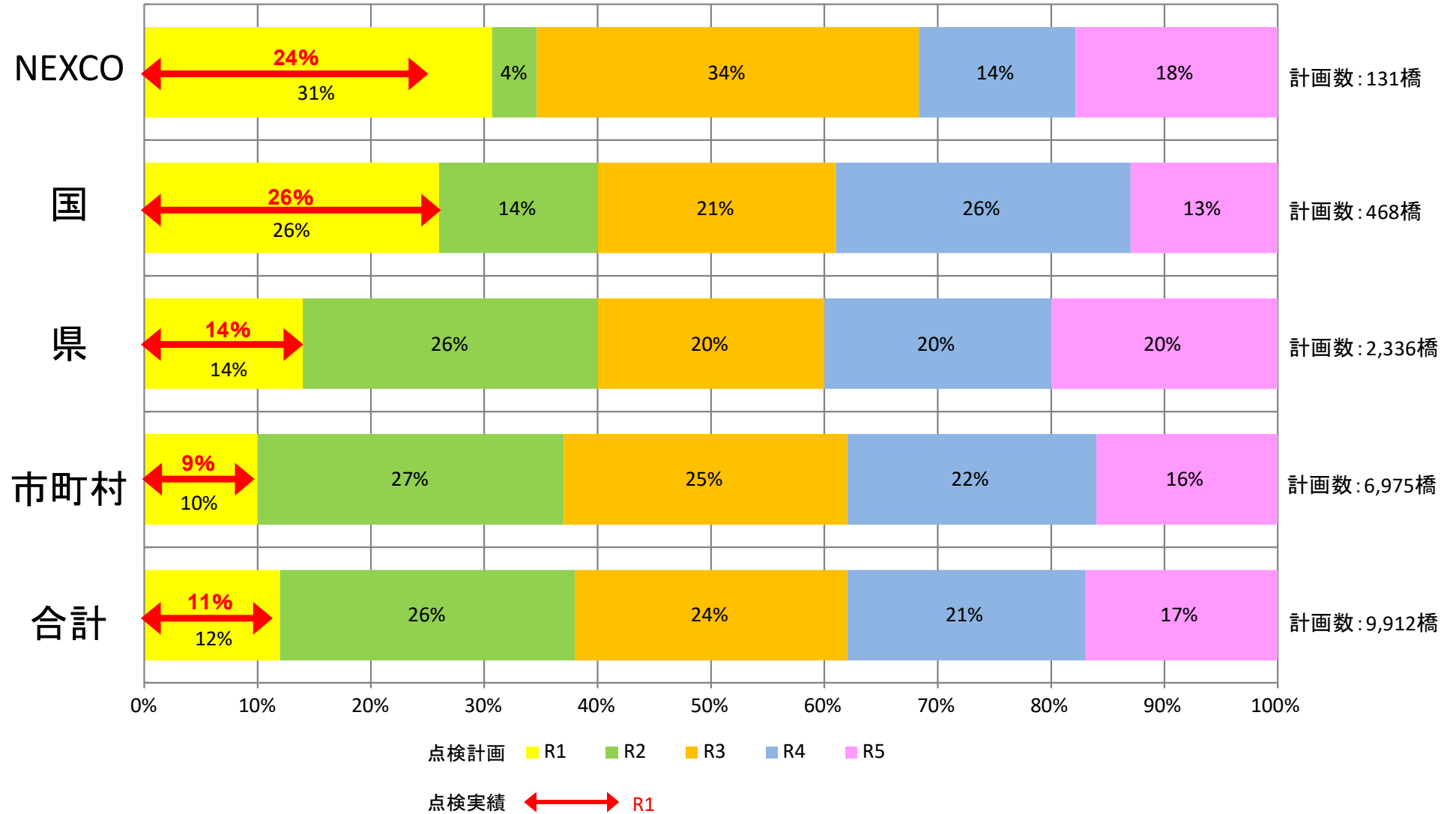
■ 1巡目(H26～H30)の判定区分



※%の合計は四捨五入の関係から100%にならない場合があります

橋 梁

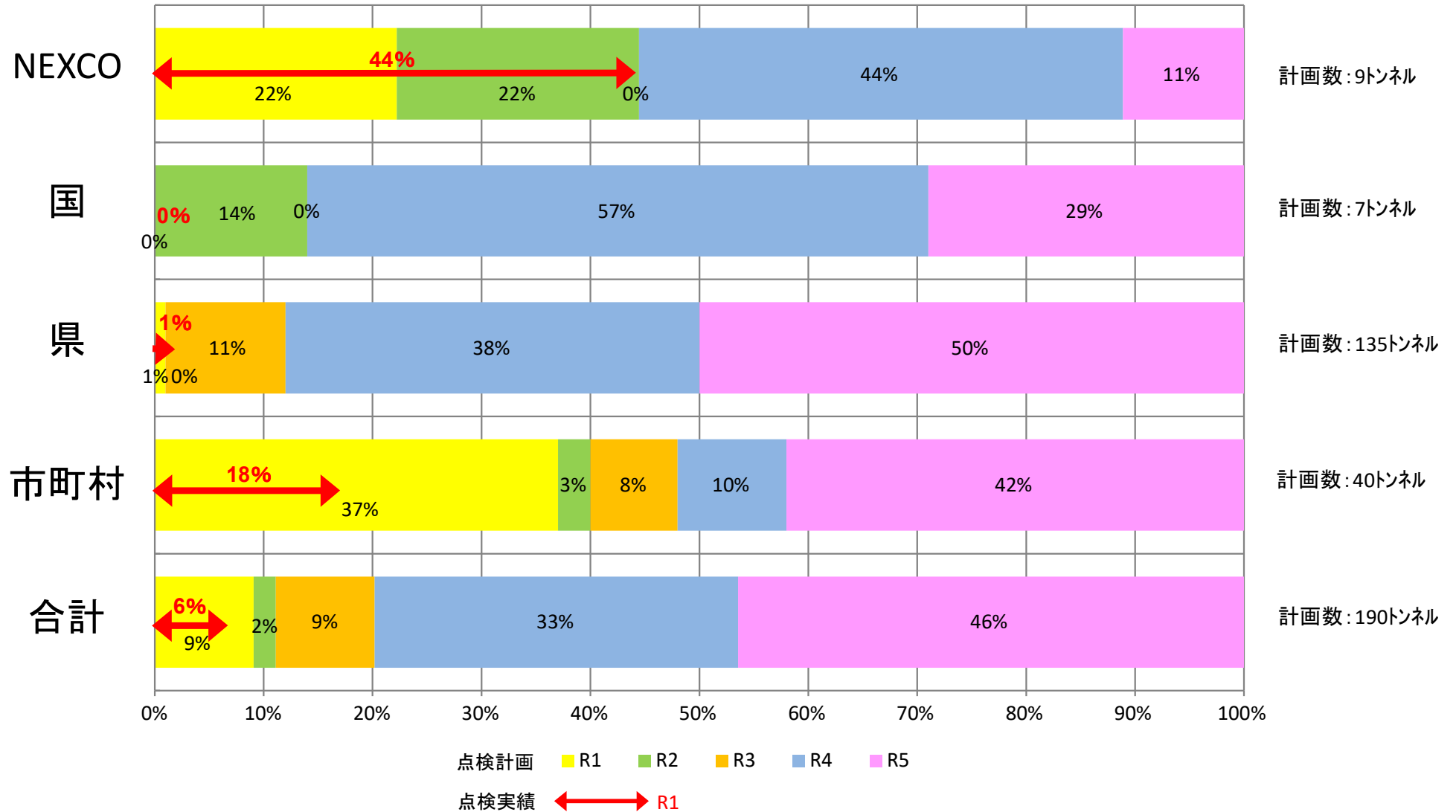
※施設数ベース



[トンネル] 2巡目の点検計画

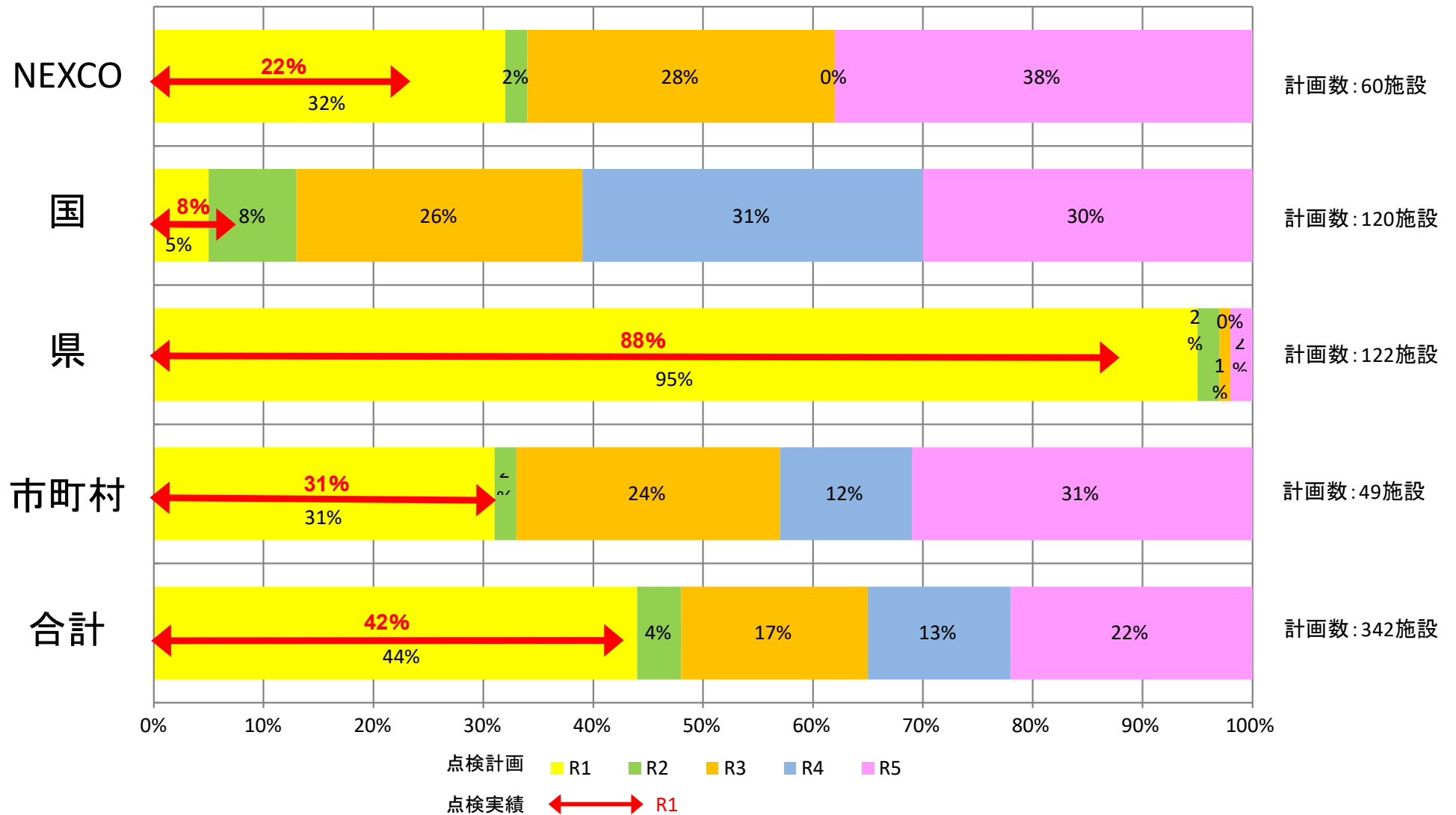
トンネル

※施設数ベース



その他の大型構造物

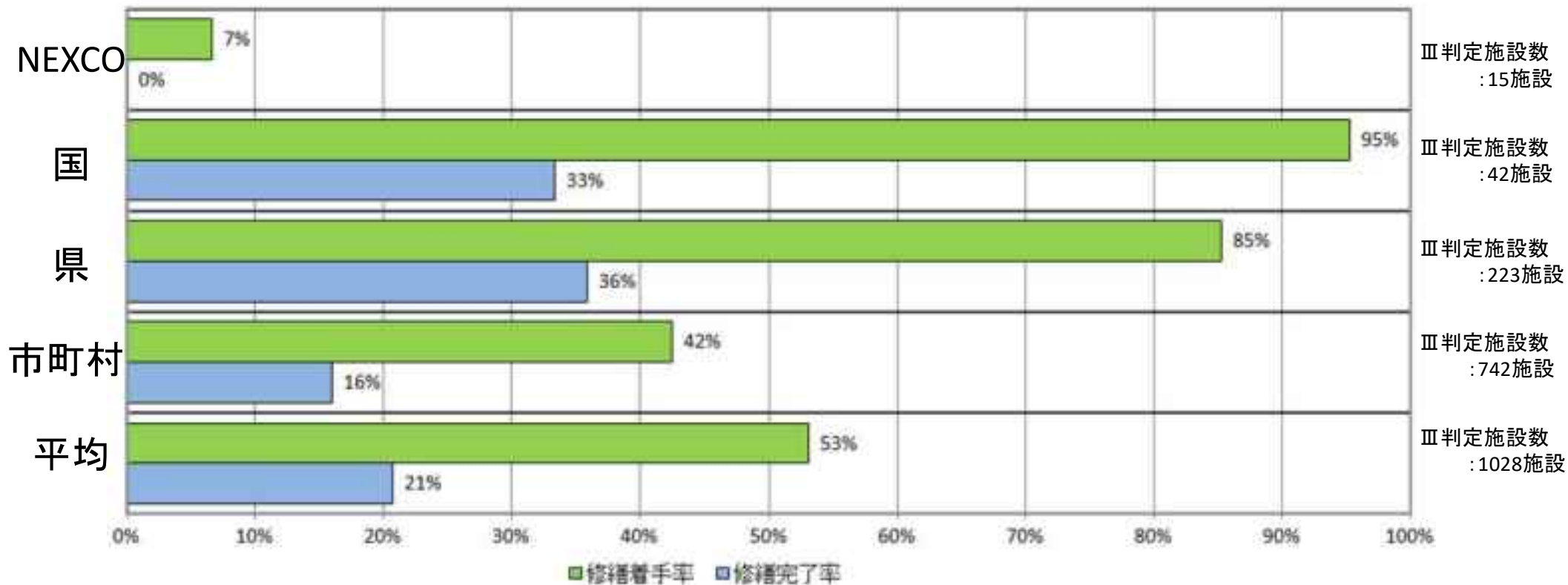
※施設数ベース



○メンテナンスのセカンドステージの着実な実施に向け、修繕(判定区分Ⅲの修繕)の実施状況を整理しました。

○修繕着手率、完了率

判定区分Ⅲの修繕(H26～R1)



※修繕状況の数値はR2.4.1時点での調査で2巡目も含むが、1巡目との重複はありません。

- 令和1年度の点検の結果、新たにIV判定と診断された橋はなし。
- 令和1年度まで(6ヶ年)の点検の結果、**県内で26橋がIV判定**。
- IV判定のうち、**3橋が修繕を実施し、交通開放済**。3橋は路線廃止、**20橋は通行止め中**。
- **通行止め20橋のうち、「修繕予定」が6橋、「撤去予定」が1橋、残る13橋は「方針検討中」**

市町村名	IV判定橋梁数	修繕により 交通開放済	路線 廃止	通行止め中				
					修繕予定	撤去予定	路線廃止予定	方針検討中
十津川村	12	3	2	7	4	1		2
五條市	1			1				1
広陵町	1			1	1			
三郷町	1		1					
平群町	1			1				1
香芝市	1			1				1
奈良市	3			3				3
宇陀市	5			5				5
御杖村	1			1	1			
計	26橋	3橋	3橋	20橋	6橋	1橋	0橋	13橋

(通行止め中20橋の内訳)

- ・ 管理者別では、十津川村が7橋、宇陀市が5橋、奈良市が3橋、五條市、広陵町、平群町、香芝市、御杖村が各1橋。
- ・ 今後の方針は、修繕予定が6橋、撤去予定が1橋、方針検討中が13橋。

IV判定の橋梁については、緊急措置(通行止め)や応急対策を実施。(R2. 7. 1時点)

※予算状況等による今後変わりうる

管理者名	No.	橋梁名	点検実施年度	点検の所見等	対応済			通行止め中				課題
					修繕済年度	撤去済年度	路線廃止年度	対応状況やその後の方針				
								修繕予定年度	撤去予定年度	路線廃止予定年度	方針検討中	
奈良市	①	無名橋351	H30	主桁に孔食を伴う腐食、横桁に腐食による破断が見られる。緊急に措置を行う必要がある。							○	今後の方針(修繕・廃止)を決定するに際して、地元等の協議が必要
奈良市	②	無名橋355	H30	主桁に抜け落ちが見られる。緊急に措置を行う必要がある。							○	今後の方針(修繕・廃止)を決定するに際して、地元等の協議が必要
奈良市	③	無名橋361	H30	主桁に落橋、下部構造に崩壊が見られる。緊急に措置を行う必要がある。							○	今後の方針(修繕・廃止)を決定するに際して、地元等の協議が必要
五條市	①	下田橋	R1	下部工に変状、ひびわれが見られるため緊急の対策が必要(現在、通行止め措置済み)							○	修繕、または撤去にしても、何れもかなりの費用が必要となる。
香芝市	①	無名橋21	H28	橋台が崩壊し落橋の危険性があるため、緊急に措置を講ずべき状態である。(応急修繕済み)							○	
宇陀市	①	奥ノ谷3号橋	H30	桁に用いている丸太材が腐朽により折れており、緊急の対策が必要(現在、通行止めの措置済み)							○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	②	イタ橋	H30	床版の木材が朽ちて一部抜け落ちており、緊急に措置を講じる必要がある(現在、通行止めの措置済み)							○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	③	藤田橋	H30	床版の腐朽によって橋面の一部に穴が開いており緊急の措置が必要。(現在、通行止めの措置済み)							○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	④	カマクラ橋	H30	主桁の破損、及び下部工の洗掘があり緊急に対策を要する。(現在、通行止めの措置済み)							○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
宇陀市	⑤	オクタニ橋	H30	主桁に木材の抜け落ち、下部工に変状が見られるため緊急に補修等の措置が必要である。(現在、通行止めの措置済み)							○	周辺住民や関係機関等との調整に時間がかかる また措置の優先順位、集約撤去等計画策定に時間を要す
平群町	①	樺原1号橋	H28	主桁の補修箇所(うき(再劣化))が見られ、状況により補修が必要。							○	
三郷町	①	信竜橋	H28	床版 軽微な剥離・鉄筋露出 橋台部 石積の崩壊			R1					
御杖村	①	畑井小橋	H30	下部工が傾倒し上部工が浮いている状態である。安全性の低下が著しく、即時に何らかの安全措置を行う必要がある状態である。				R2				
広陵町	①	屋敷下橋	H27	石桁に破断が見られる。落橋する恐れがある為、早急に架け替え等の措置をとる必要がある。				R2				

IV判定の橋梁については、緊急措置(通行止め)や応急対策を実施。(R2. 7. 1時点)
 ※予算状況等による今後変わりうる

管理者名	No.	橋梁名	点検実施年度	点検の所見等	対応済		通行止め中				課題	
					修繕済年度	撤去済年度	路線廃止年度	対応状況やその後の方針				方針検討中
								修繕予定年度	撤去予定年度	路線廃止予定年度		
十津川村	①	旧川津大橋	H27	アンカー部の亀裂は緊急措置、主索、吊索、耐風索は腐食対策が必要					R6以降			
十津川村	②	中井傍示橋	H28	木床版の腐朽・欠損が顕著にみられる			R2					
十津川村	③	宇無川橋	H28	耐風索機能不良、アンカーブロック欠損			R2					
十津川村	④	猿飼橋	H27	A1側の支承に変形亀裂、主塔変形				R6以降				
十津川村	⑤	滝之穴橋	H27	橋面は全体的に著しく腐朽し、吊索の一部が破断。	H28							
十津川村	⑥	池穴橋	H27	主索の断線、緩みが見られ、木床版は全体的に腐朽している。							○	
十津川村	⑦	中原橋	H27	損傷が著しく本格的な補修が必要							○	
十津川村	⑧	大野出合橋	H27	主索の断線				R6以降				
十津川村	⑨	湯之原橋	H27	腐食対策が望ましい				R6以降				
十津川村	⑩	和平橋	H27	主索、耐風索の腐食が進んでおり、主索には断線が見られる。	H28							
十津川村	⑪	大檜曾橋	H27	主索の固定部の木が腐食している断線している				R6以降				
十津川村	⑫	田戸橋	H27	主索、耐風索定着部に腐食、断線	R1							

近畿道路メンテナンスセンターの開設(1/2)

<設置目的>

○急速に老朽化する社会資本の対策を強化するため、点検データ等を活かした、より戦略的・効率的なメンテナンスを推進するための組織として「**近畿道路メンテナンスセンター**」を設置しました。

<具体的な取り組み>

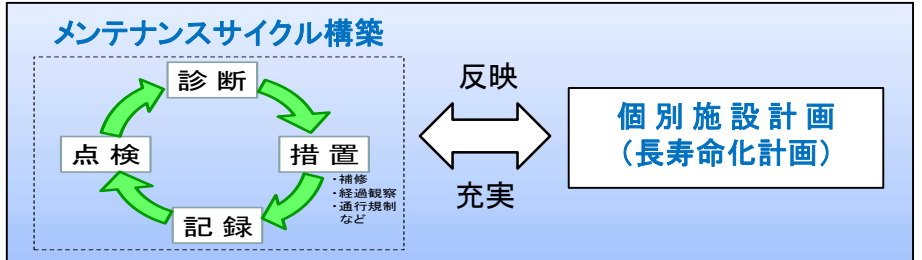
○直轄国道における**橋梁・トンネル等の健全性の点検・診断等**を担当するほか、蓄積された**メンテナンスデータの管理・分析**による劣化予測や**修繕計画**の最適化、新技術の活用などアセットマネジメントによる**道路メンテナンスの高度化**を推進します。
○道路メンテナンスに係る**地方公共団体支援**として、施設の健全性の**直轄診断・修繕の代行**、高度な技術を要する道路構造物保全に関する**技術相談**への対応、地方公共団体の職員等を対象とした**研修等の技術支援**します。

<業務内容>

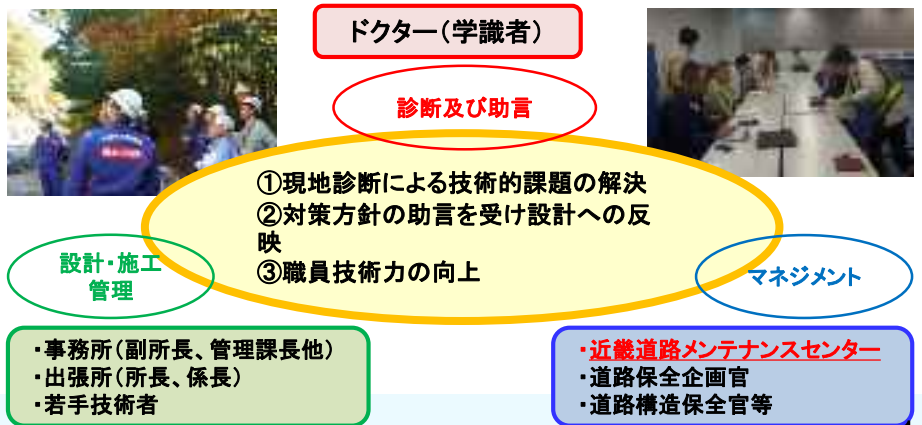
1. 直轄施設関係

- 【定期点検関連】
 - ・橋梁、トンネルの点検及び診断
 - ・舗装（自専道）の点検及び診断
 - ・メンテナンス年報作成
- 【データ管理・分析関係】
 - ・橋梁・トンネル・舗装・法面のDB管理及び分析
- 【橋梁及びトンネルのメンテナンス関係】
 - ・修繕計画（個別施設計画、更新計画の作成）
 - ・補修（措置）に関する技術的支援
 - ・不具合発生時の技術的支援（橋梁ドクター、防災ドクター）

■修繕・更新計画の作成



■橋梁ドクター、防災ドクター制度事務局



■橋梁・トンネルの点検及び診断



近畿道路メンテナンスセンターの開設(2/2)

2. 自治体支援

- 【メンテナンス全般】**
- ・道路メンテナンス会議への技術的支援
 - ・直轄診断（現地診断、自治体との調整）
 - ・修繕代行における技術的支援
 - ・自治体を対象とした研修・講習会
 - ・自治体の個別事案に対する技術的支援

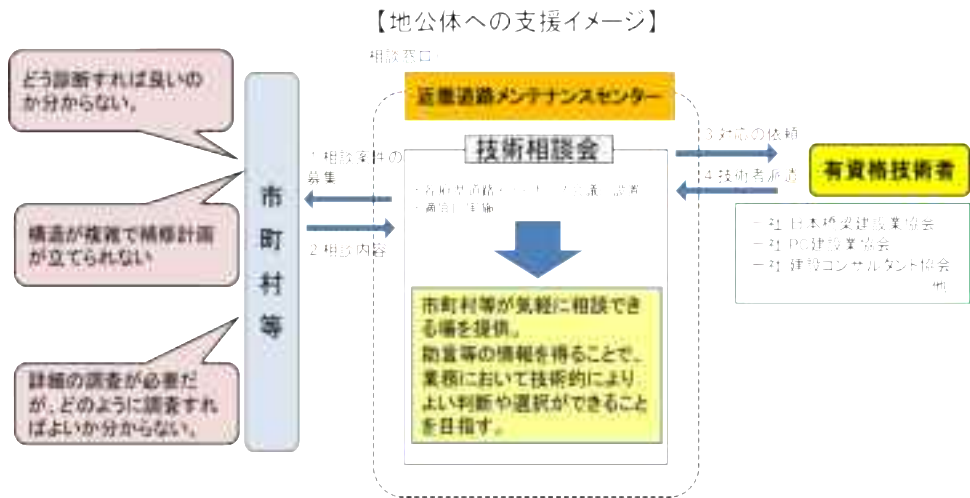
■道路メンテナンス会議



■橋梁メンテナンス研修



■自治体からの技術相談



■直轄診断・修繕代行



<庁舎所在地>

近畿道路メンテナンスセンターの所在地、電話番号及び外部URL

【所在】〒573-0094 大阪府枚方市南中振3丁目2番3号

【電話】代表番号：072-800-6222

代表FAX：072-800-6224

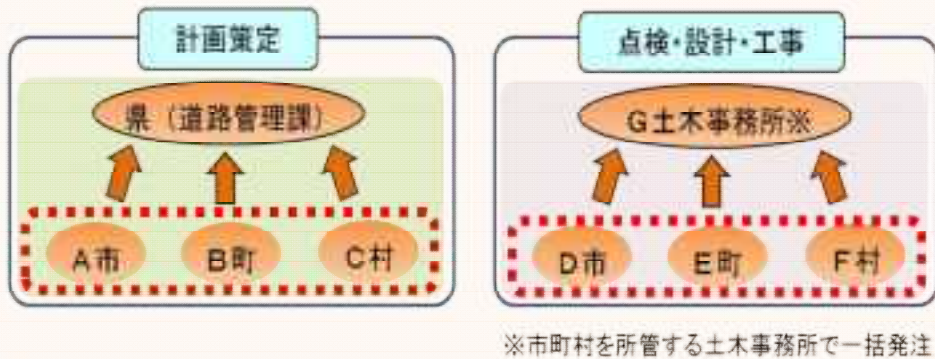
【外部HPのURL】 https://www.kkr.ml.it.go.jp/rd_mainte/



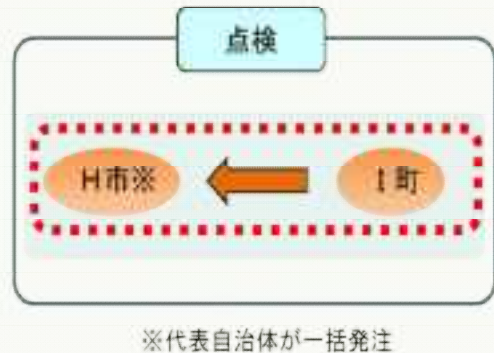
発注支援について(奈良モデル)

- 県が一括発注する「垂直補完」と近接する市町村が共同で発注する「水平補完」を組み合わせることで、効率的な点検発注を実施。
- 橋梁補修設計業務及び補修工事では、県土木事務所へ市町村職員を派遣し、県発注の現場に携わることで、技術力の向上を図り、技術力の不足という課題の解決に向けた取組を行っている。

垂直補完



水平補完



令和2年度の取組予定

垂直補完

橋梁定期点検

13町村 (合計324橋)	三宅町	御杖村	明日香村	河合町	吉野町
	大淀町	下市町	黒滝村	天川村	
	下北山村	上北山村	川上村	東吉野村	

トンネル定期点検

1村 (合計1施設)	川上村
---------------	-----

橋梁補修設計

2町村 (合計4橋)	明日香村
	下市町

橋梁補修工事

2町 (合計4橋)	三宅町
	河合町

水平補完

橋梁定期点検

2市 (合計87橋)	天理市	2市 (合計130橋)	香芝市
	桜井市		葛城市

R1	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡部会	支援研修など
4月				
5月	5/30 近畿管内道路メンテナンス合同会議			
6月				6/21 清橋の定期点検実務講習会
7月	7/19 R1 第1回 メンテナンス会議			7/4 点検支援技術活用講習会
8月				
9月	9/26 R1 第2回 メンテナンス会議			
10月				
11月			11/19 跨道橋連絡部会	11/13 地域アセットマネジメントセミナー 11/22 奈良県道路メンテナンス会議 第1回研修会
12月				12/3 JAAM関西支部設立記念シンポジウム 12/20 奈良県道路メンテナンス会議 第2回研修会
1月				
2月	2/14 R1 第3回 メンテナンス会議	2/14 道路鉄道連絡部会		
3月				

R1	道路メンテナンス会議	道路鉄道連絡会議	跨道橋連絡部会	支援研修など
4月				
5月				
6月				
7月				
8月	8/7 近畿管内道路メンテナンス合同会議 8/27 R2 第1回 メンテナンス会議			
9月				
10月				JAAM地域アセットマネジメント セミナー(時期未定)
11月				研修会 (適宜開催)
12月		確認書変更 に向けた調 整		
1月				
2月	R2 第2回 メンテナンス会議 (時期未定)			
3月		道路鉄道連絡会議 (時期未定)	跨道橋連絡部会 (時期未定)	